

---

**川場村**  
**障害福祉計画（第5期）**  
**障害児福祉計画（第1期）**  
平成30年度～平成32年度

---

【骨子案】

平成30年3月  
川場村



# 目 次

<b>第 1 章 計画策定にあたって</b> .....	1
1-1 計画策定の背景と目的.....	1
1-2 国の計画策定等に関する基本指針（見直し）のポイント.....	1
(1) 障害福祉計画について.....	1
(2) 障害児福祉計画について.....	4
1-3 計画の位置づけ.....	5
(1) 法的な位置づけ.....	5
(2) 他の計画との関係.....	5
1-4 計画の対象.....	5
1-5 計画の期間.....	6
<b>第 2 章 障害のある人の状況</b> .....	7
(1) 各種手帳の所持者数.....	7
(2) 障害支援区分の認定の状況.....	11
<b>第 3 章 障害福祉計画（第 5 期）</b> .....	12
3-1 計画の基本方針と平成 29 年度の目標の設定.....	12
(1) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	12
(2) 平成 32 年度の成果目標の設定.....	13
3-2 障害福祉サービス量の見込みと確保策.....	15
(1) 訪問系サービス.....	16
(2) 日中活動系サービス.....	17
(3) 居住系サービス.....	20
(4) 相談支援.....	21
3-3 地域生活支援事業.....	22
(1) 必須事業.....	22
(2) 任意事業（その他の事業）.....	26
<b>第 4 章 障害児福祉計画（第 1 期）</b> .....	27
4-1 平成 32 年度の成果目標.....	27

(1) 児童発達支援等の提供体制の整備等	27
(2) 医療的ニーズへの対応	28
(3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備	28
4-2 障害児支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策	29
(1) 障害児通所	30
(2) 相談支援	31
(3) 児童入所支援	31
4-3 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ	32
4-4 指定障害福祉サービス等	32
<b>第5章 計画の推進、点検・評価</b>	<b>33</b>
5-1 計画の推進	33
5-2 PDCAサイクルによる点検、評価	34

※元号表記について

2019年5月1日より新しい元号となる予定ですが、本計画の策定時点では新元号が決定しておりません。本村における計画においては、元号表記を基本としていることや表記の連続性、わかりやすさを考慮して、和暦で表記する箇所については「平成」の表記としています。

# 第1章 計画策定にあたって

## 1-1 計画策定の背景と目的

本村では、「障害者自立支援法」の施行に伴い、「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられたことから、平成19年3月に平成20年度までを第1期として定めた「川場村障害福祉計画 平成18年度～20年度（第1期）」を策定し、以降、法に基づき3年ごと計画の見直しを行ってきました。

このたび、「川場村障害福祉計画（第4期）」の計画期間が平成29年度末で終了し、また、児童福祉法の改正により、市町村において「障害児福祉計画」を定めるものとされたことから、平成30年度を初年度とする「川場村障害福祉計画（第5期）」及び「川場村障害児福祉計画（第1期）」を策定するものです。

## 1-2 国の計画策定等に関する基本指針（見直し）のポイント

### （1）障害福祉計画について

#### 1. 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- ・基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

#### 2. 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にする。

#### 3. 就労定着に向けた支援

- ・就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

#### 4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ・ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置について盛り込む。

## **5. 「地域共生社会」の実現に向けた取組**

- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

## **6. 発達障害者支援の一層の充実**

- ・地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置（都道府県及び指定都市において設置可能）の重要性を盛り込む。
- ・可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

## **7. その他の見直しについて（一部抜粋）**

### **◎障害を理由とする差別の解消の推進**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法。平成28年4月施行）を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的障壁を取り除くことの重要性等について明記。

### **◎障害者虐待の防止、養護者に対する支援**

障害者虐待の防止対策の推進を図る観点から、都道府県及び市町村において、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識をもち、障害者等及び養護者の支援にあたるとともに、虐待の早期発見と通報を行うことを求めること等について定める。

### **◎難病患者への一層の周知**

都道府県や難病相談支援センター等において、それぞれの業務を通じて難病患者本人に対して必要な情報提供を行うこと等により、難病患者の障害福祉サービス等の活用が促されるようにすること等について定める。

### **◎意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方**

平成29年度以降に市町村において作成に努めることとされている市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合性が保たれるようにすることが望ましい旨の記載する。

### **◎利用者の安全確保に向けた取組や利用者や事業所における研修等の充実**

障害福祉サービス事業所等において、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護

の視点を含めた職員への研修を充実することの必要性等について定める。

### **◎情報公表制度による質の向上**

改正法により障害福祉サービス等の情報公表制度が創設されることを踏まえ、都道府県において、事業者に対して当該制度の周知を図るとともに、利活用しやすい仕組みづくりや普及及び啓発に向けた取組を実施すること等について定める。

### **◎障害福祉人材の確保**

都道府県において、障害者等の特性に応じた支援を提供可能な人材を確保できるよう、サービス管理責任者養成研修等の各種研修を十分に実施すること等について定める。

## (2) 障害児福祉計画について

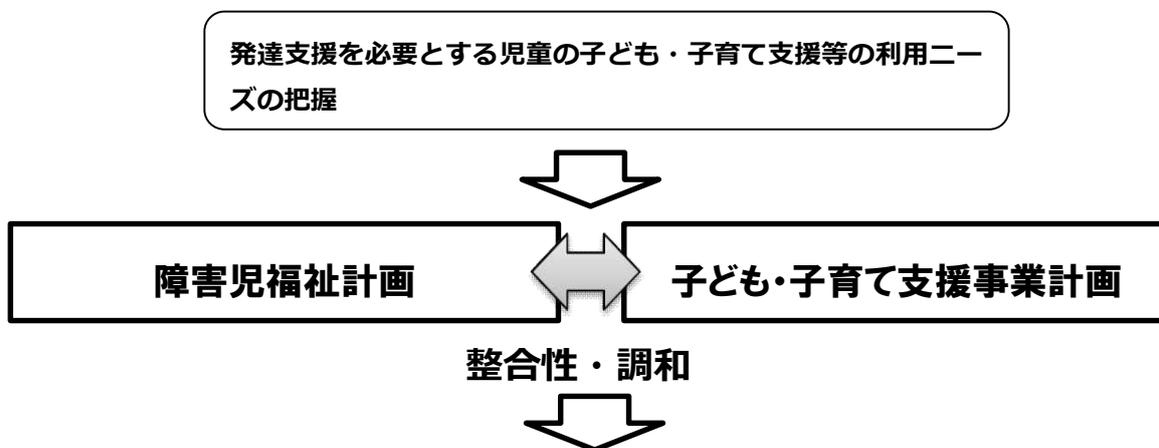
障害児福祉計画は、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援などを見すえて、障害児支援の提供体制を計画的に確保することを目的としており、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、次の項目について記載します。

### ■障害児福祉計画と基本指針の基本的な構造

区分	項目
義務	・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
義務	・ 各年度における区域ごとの指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
努力義務	・ 指定通所支援又は指定障害児相談支援の見込量の確保方策
努力義務	・ 医療機関、教育機関等の関係機関との連携
その他 (一部)	・ 計画は障害児の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
	・ 計画を作成する場合、障害児の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
	・ 他の計画と調和が保たれること（義務）

資料：社会保障審議会第83回障害者部会資料(参考資料2)より作成

また、障害児福祉計画は、基本指針において、発達支援の必要有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害児福祉計画の作成に関する基本的事項として、発達支援を必要とする児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が盛り込まれています。



子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携による、発達支援を必要とする児童の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

## 1-3 計画の位置づけ

---

### (1) 法的な位置づけ

#### ①障害福祉計画

障害者総合支援法第87条第1項の規定に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

#### ②障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画で、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、村の最上位計画である「川場村総合振興計画」の分野別計画として位置づけられるとともに、「川場村障害者計画」「バリアフリーぐんま障害者プラン7（群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画）」との整合を図り策定します。

## 1-4 計画の対象

---

本計画の根拠法（障害者総合支援法及び児童福祉法）では、対象者（障害者及び障害児）を以下のとおり定義しています。

### ○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

### ○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

## 1-5 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

なお、本計画に定める事項については、定期的に評価を行い、必要があると認めるときは計画期間中においても見直しを行うものとします。

### ■計画期間

	~平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障 害 福 祉 計 画	第3期											
				第4期								
							第5期					
										第6期		
障 害 児 福 祉 計 画							第1期					
										第2期		

## 第2章 障害のある人の状況

### (1) 各種手帳の所持者数

#### ①各種障害手帳所持者の推移

各種障害者の手帳所持状況をみると、平成28年度末現在、身体障害者手帳所持者が137人、療育手帳所持者が24人、精神障害者保健福祉手帳所持者が16人となっており、身体障害者の割合が全体の8割弱を占めています。

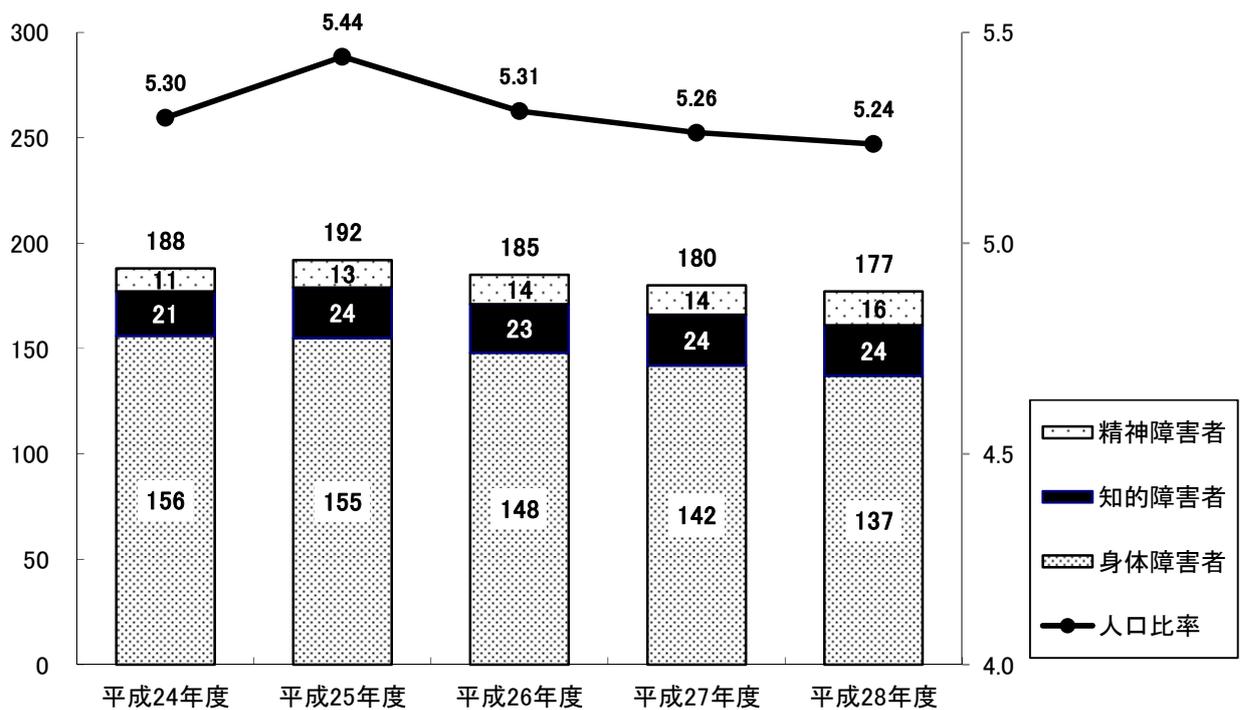
各種手帳所持者の延人数（※）は、減少傾向にあり、村の総人口に対する割合も減少しており、平成28年度末現在5.24%となっています。

※重複障害により2種類以上の手帳を所持している場合があります、実人数はこれよりも少ない。

#### ■各種手帳所持者の推移

手帳所持者数(人)

人口比(%)



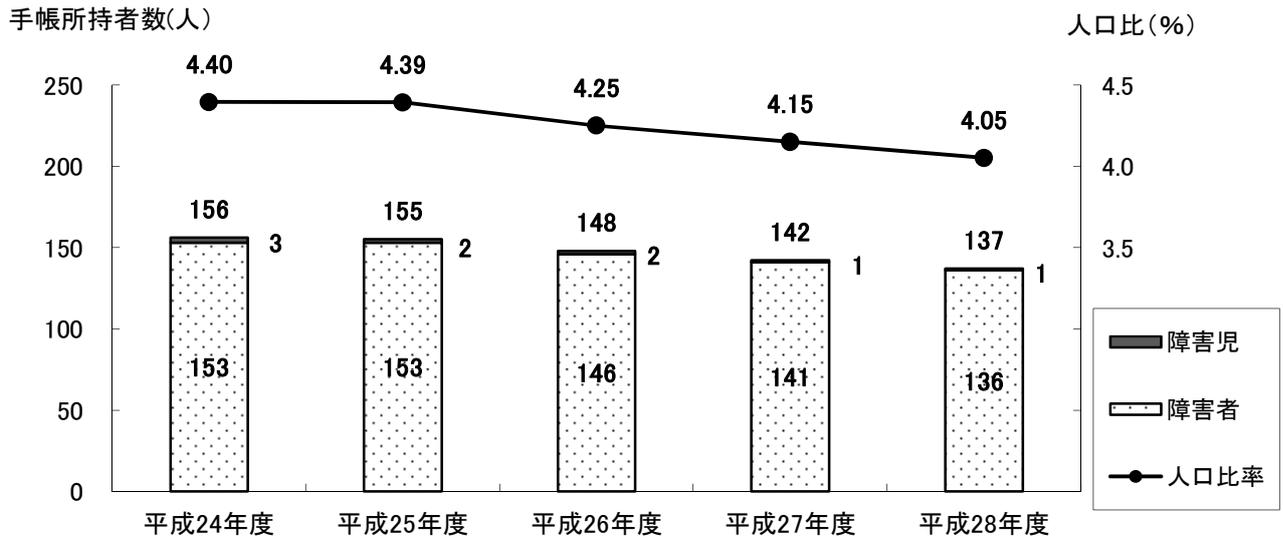
## ②身体障害のある人の状況（身体障害者手帳所持者数）

身体障害者手帳所持者、人口比率ともに減少しており、平成28年度末現在、137人、人口比率は4.05%です。

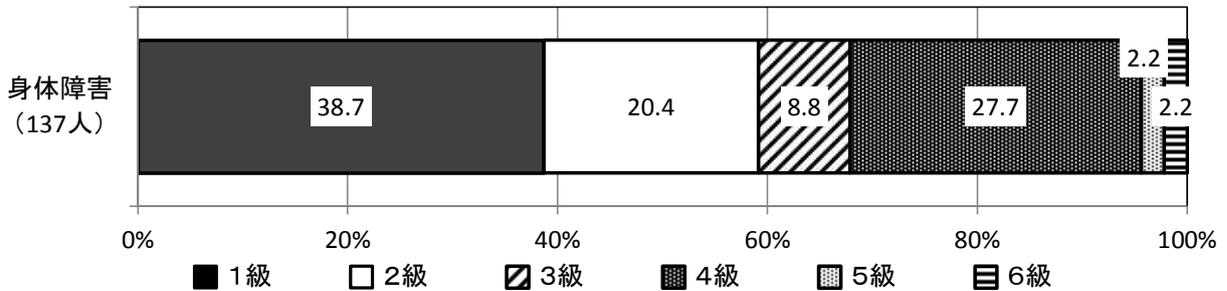
手帳の等級別比率をみると、「1級」が38.7%と最も多く、次いで「4級」(27.7%)、「3級」(20.4%)となっています。

また、障害種別の比率をみると、「肢体不自由」が51.8%と最も多く、次いで「内部障害」が30.7%となっています。

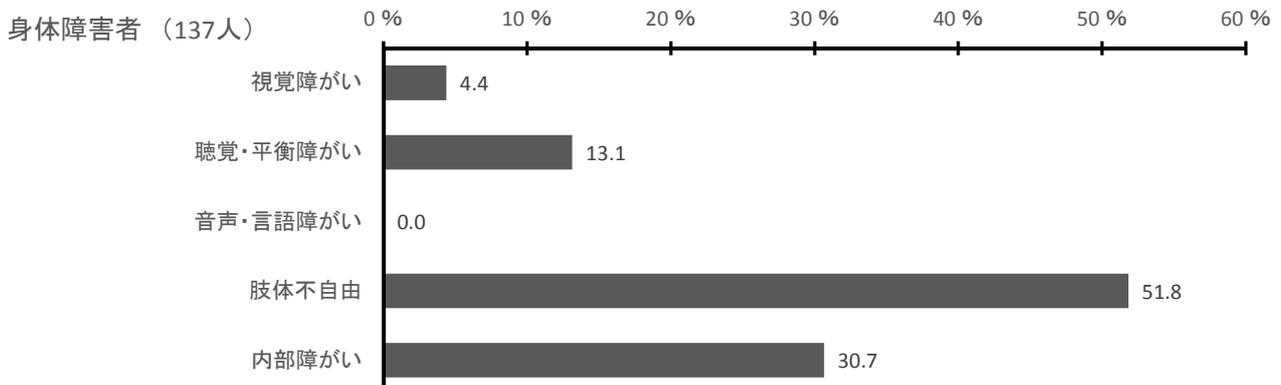
### ■身体障害者手帳所持者数の推移(各年度末)



### ■身体障害者手帳所持者・等級別比率(各年度末)



### ■身体障害者手帳所持者・障害種別別比率(各年度末)

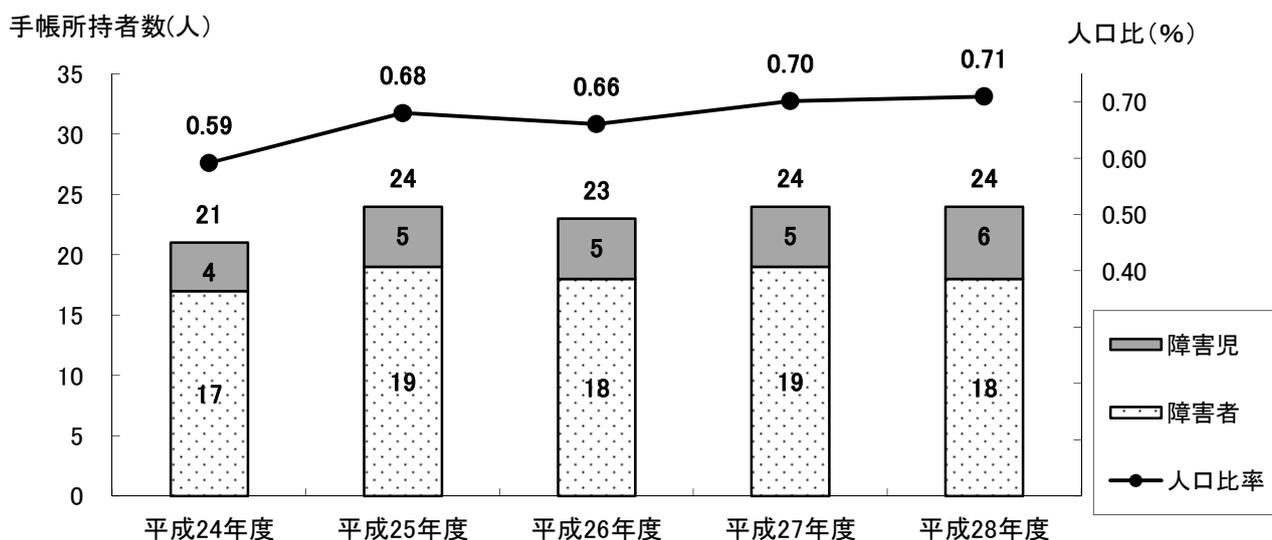


### ③知的障害のある人の状況（療育手帳所持者数）

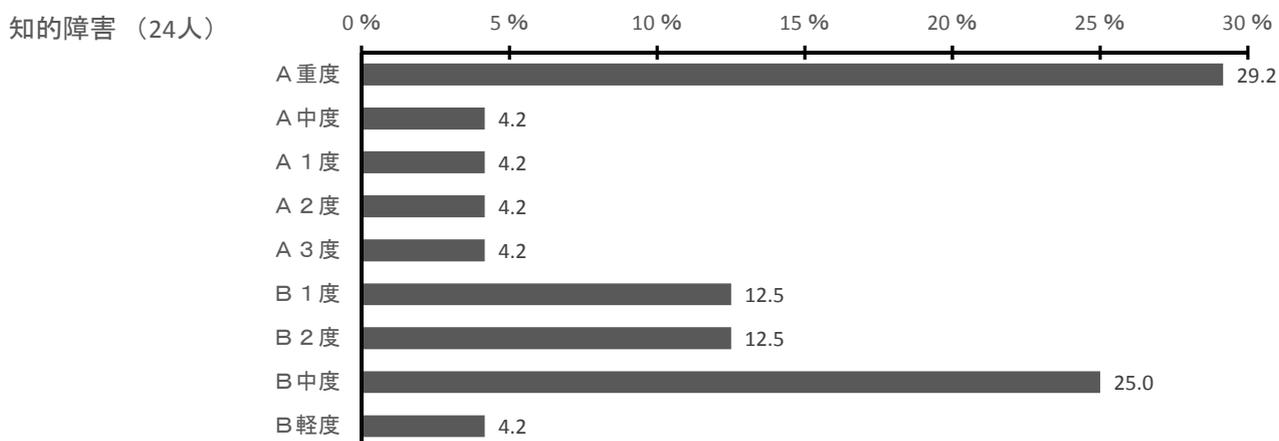
療育手帳所持者数は横ばいで推移しており、平成28年度末現在24人（人口比0.71%）となっています。

手帳の等級比率をみると、「A重度」（29.2%）、「B中度」（25.0%）の割合が高くなっています。

#### ■療育手帳所持者数の推移（各年度末）



#### ■療育手帳の等級別構成比（平成29年3月）

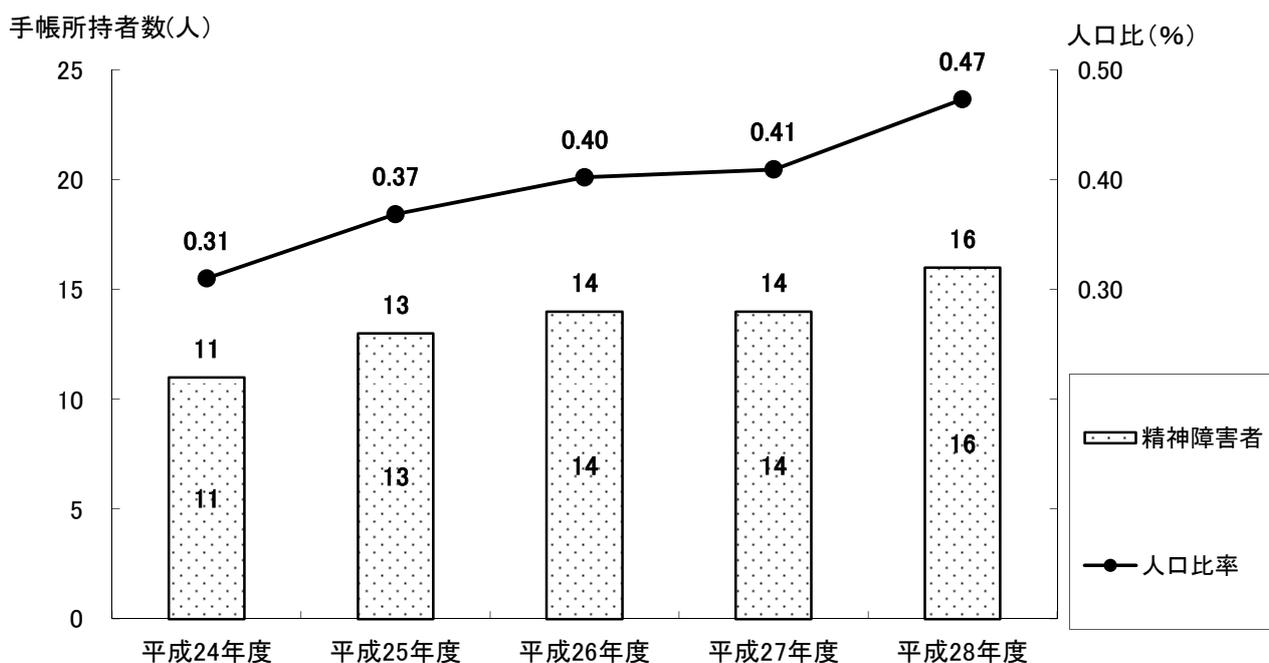


#### ④精神障害のある人の状況（精神障害者保健福祉手帳所持者数）

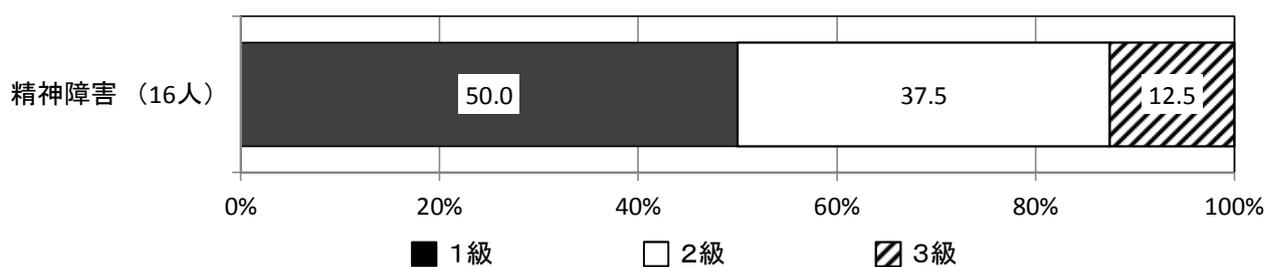
精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあり、平成28年度末現在16人（人口比0.47%）となっています。

手帳の等級比率をみると、「1級」が50.0%、「2級」が37.5%、「3級」が12.5%となっています。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末）



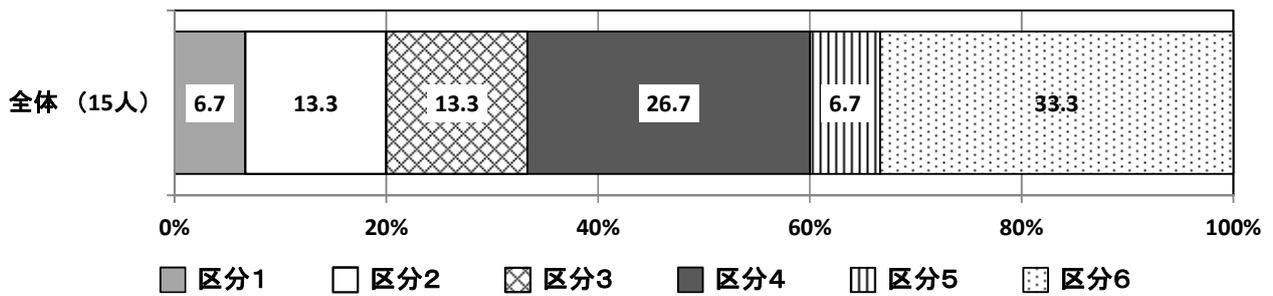
##### ■精神障害者保健福祉手帳等級別割合（平成29年3月末）



## (2) 障害支援区分の認定の状況

平成 29 年度 11 月現在の障害支援区分の認定の状況をみると、認定を受けている人は 16 人（知的障害 13 人、精神障害 2 人）で、区分別にみると、「区分 6」（33.3%）が多く、次いで「区分 4」（26.7%）が多くなっています。

■障害支援区分の認定の状況（平成 29 年 11 月現在）



# 第3章 障害福祉計画（第5期）

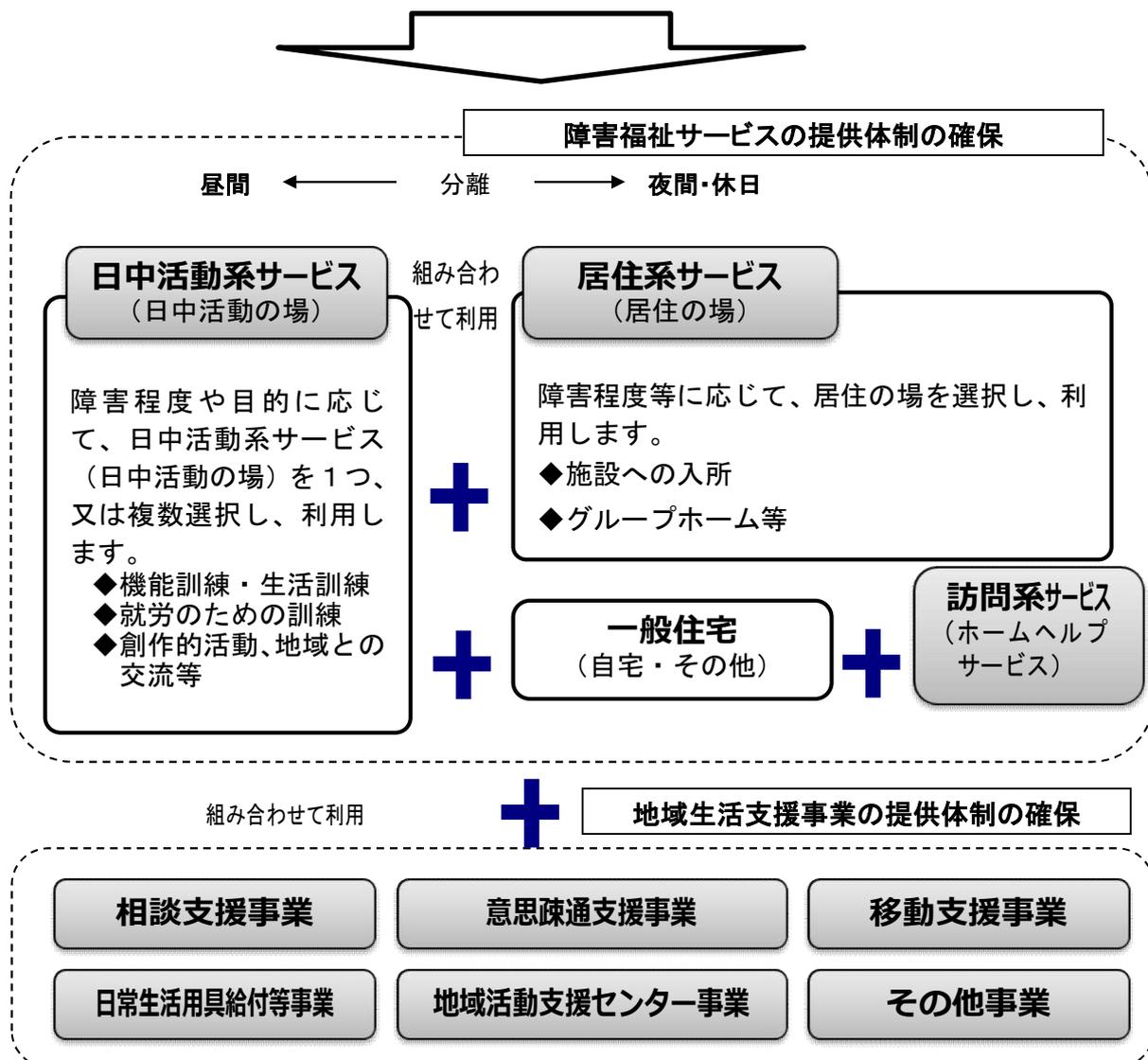
## 3-1 計画の基本方針と平成29年度の目標の設定

### (1) サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、次のとおりとし、計画課題を踏まえて、平成32年度の成果目標を設定します。

1. 必要な訪問系サービスを保障
2. 希望する日中活動系サービスを保障
3. グループホーム等の確保とともに、地域生活支援拠点等を整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進



## (2) 平成 32 年度の成果目標の設定

### ①福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針等に基づき、施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標を下表のとおり設定します。

項目	数値	考え方
<b>【実績】</b> 平成28年度末時点の施設入所者数	6人	○平成28年度末時点において施設に入所している障害者の数。
<b>【目標①】</b> 地域生活移行者数	0人 %	○施設から、グループホームや一般住宅等に移行する者の数。 ○国の「基本指針」では、平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が、平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
平成32年度末における施設入所者数	6人	○国の「基本指針」では、平成28年度末時点における施設入所者の9%以上が、平成32年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。”
<b>【目標②】</b> 施設入所者の削減	0人 %	○平成32年度末時点での施設入所者の削減目標（見込み）数。 ○国の「基本指針」では、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

### ②精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築が求められていることから、下表のとおり成果目標を設定します。

項目	数値	考え方
<b>【目標】</b> 保健、医療、福祉関係者による協議会の場の設置	1箇所	○国の「基本指針」では、平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする

### ③地域生活支援拠点等の整備

本村では、利根沼田自立支援協議会等において検討し、利根沼田圏域（川場村、沼田市、片品村、昭和村、みなかみ町）に1箇所整備することを目標として、具体的には地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備していきます。

地域生活支援拠点等の整備により、障害のある人の地域生活を支援する次のような機能のさらなる強化を図ります。

- ①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
- ②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ③ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受け入れ体制の維持
- ④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

#### ■地域生活拠点等の整備目標

項目	数値	備考
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	○障害者の地域生活を支援する機能をもった拠点等の数
うち面的な体制を整備	1箇所	○地域の複数の機関が分担して地域生活支援の機能を担う体制を整備
うち圏域で整備	1箇所	○利根沼田圏域に整備

### ④福祉施設から一般就労への移行等

平成28年度の福祉施設から一般就労への移行者数は0人でした。

本村においては企業等就職先の数に限りがあるため、ハローワークとの連携を密にし、広域による対応を図り雇用先の確保に努めます。

また、障害者の雇用を促進するため、就労移行支援や就労継続支援を提供する事業所の確保や企業へ働きかけていきます。さらに、本村における物品の購入、役務の提供などについて、福祉施設での受注機会の拡大に努めます。

### 3-2 障害福祉サービス量の見込みと確保策

国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて、実施する「地域生活支援事業」があります。なお、障害児に対するサービスに関しては「障害児福祉計画」に記載しています。

本計画では、下記の障害者自立支援法に基づくサービスと児童福祉法に基づくサービスについて計画期間中（平成30～32年度）の見込量、確保策等を定めます。

自立支援給付	介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
		日中活動系サービス	生活介護 療養介護 短期入所（ショートステイ）
		居住系サービス	施設入所支援
	訓練等給付	日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援【新規】
		居住系サービス	自立生活援助【新規】 共同生活援助（グループホーム） 宿泊型自立訓練
	地域相談支援給付	地域移行支援 地域定着支援	
	計画相談支援給付	計画相談支援 （サービス利用支援、継続サービス利用支援）	
	自立支援医療	育成医療、更生医療、精神通院医療	
	補装具	車いす、義手、義足、補聴器など	
	地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター
任意事業		訪問入浴サービス事業 日中一時支援事業 自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業 聴覚障害者等ファクシミリ使用料補助事業	

## (1) 訪問系サービス

### ①居宅介護支援

障害者・障害児を対象に、家庭にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事の身体介護や掃除などの家事援助を行うサービスです。

### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の精神障害者若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常時介護を必要とする人を対象に、家庭にヘルパーを派遣して食事や排せつの身体介護、掃除などの家事援助、コミュニケーション支援のほか、外出時における移動介護などを総合的に提供するサービスです。

### ③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の支援を行います。

### ④行動援護

知的障害・精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じる危険を回避するために、必要な援護、外出における移動中の介護等を行うサービスです。

### ⑤重度障害者等包括支援

障害支援区分6に該当し、意思の疎通が困難な重度の障害者を対象に、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

#### ■利用時間・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	利用時間 （時間）	4	4	4	4	4	4
	実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

常時介護を必要とする障害者で、障害支援区分3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である方に対し、施設などで入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

#### ■利用時間・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
生活介護	利用時間 （時間）	176	176	176	176	176	176
	実利用者数 （人）	8	8	8	8	8	8

### ②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「機能訓練」は、地域で生活できるようにすることを目的に、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的に、一定期間（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活の機能向上のために必要な訓練などを提供します。

「生活訓練」は、地域での生活を送る上で、生活能力の維持・向上を図る目的に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練などを提供するサービスです。

機能訓練、自立支援ともに第4期計画期間における利用実績はなく、第5期計画期間においても利用は見込まないものとします。

### ③就労移行支援

一般就労を希望し、実習や職場探しを通じて適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の障害のある人を対象に、一定期間（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練などを提供するサービスです。

第4期計画期間における利用実績はなく、第5期計画期間においても利用は見込まないものとします。

### ④就労継続支援

#### i) A型（雇成型）

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用が結びつかなかった方、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用には結びつかなかった方などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

第4期計画期間における利用実績はなく、第5期計画期間においても利用は見込まないものとします。

#### ii) B型（非雇成型）

年齢や体力の面から就労が困難な障害者、就労移行支援事業などを利用したが雇用には結びつかなかった障害者を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを提供します。

#### ■利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
就労継続支援B型	延利用日数 （人日）	66	66	66	88	88	88
	実利用者数 （人）	3	3	3	5	5	5

### ⑤就労定着支援【新規】

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

第4期計画期間においては就労継続支援A型の実績はなく、また、就労定着支援は、新たなサービスであることから、第5期計画期間においても利用は見込まないものとします。

## ⑥療養介護

病院などへの長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上のサービスを提供します。

### ■サービス利用者数の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
療養介護	実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1

## ⑦短期入所

介助者の病気などの理由により障害のある人の介助ができなくなった場合、障害者・障害児を対象に、夜間を含めて施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護を行うサービスです。

### ■平均利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
短期入所（福祉型）	延利用日数 （人日）	7	7	0	14	14	14
	実利用者数 （人）	1	1	0	2	2	2
短期入所（医療型）	延利用日数 （人日）	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0

### (3) 居住系サービス

#### ①自立生活援助【新規】

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害ある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

#### ②共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

##### ■平均利用者数の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
共同生活援助	実利用者数 （人）	3	3	5	5	5	5

#### ③施設入所支援

夜間での介護を必要とする障害者や、自立訓練・就労移行支援を利用している障害者の中で単身の生活が困難である方、又は、様々な事情により通所が困難な方を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事などの日常生活上の世話をを行うサービスです。

##### ■サービス利用者数の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
施設入所支援	実利用者数 （人）	6	6	6	6	6	6

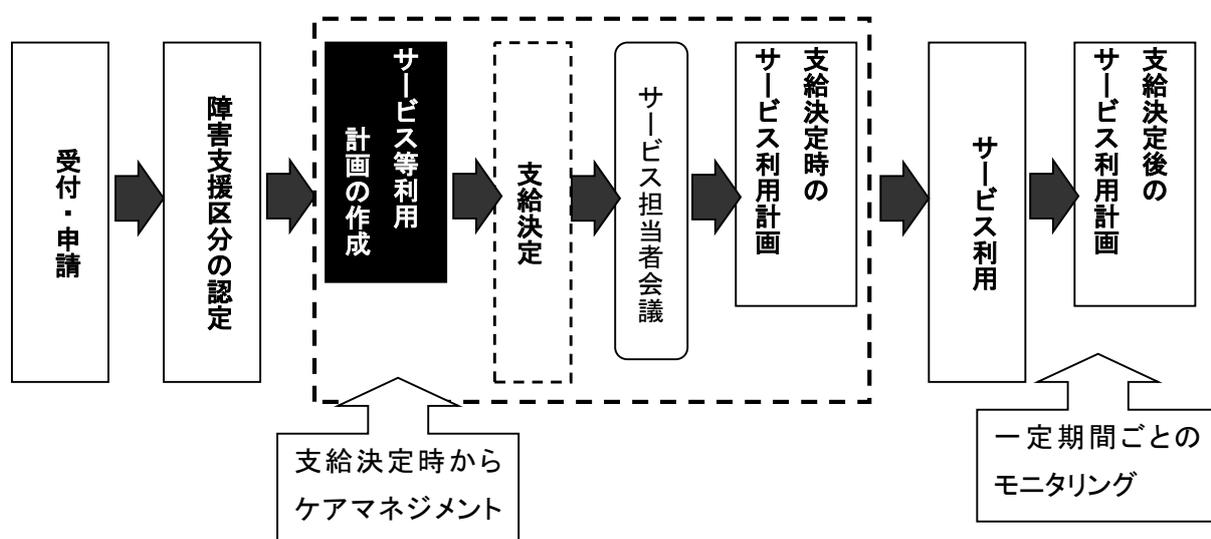
## (4) 相談支援

### ①計画相談支援（サービス利用計画書の作成）

障害福祉サービスの利用者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

計画作成にあたっては、各種サービスを組み合わせながら、その人らしく日常生活や社会生活を営めるよう支援していきます。

計画作成者は、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所となります。



■計画作成件数の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
計画相談支援	件数	2	1	2	2	2	2

### ②地域移行支援

障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行う事業です。

### ③地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に対する相談や緊急訪問・対応等を行う事業です。

地域移行支援、地域定着支援ともに第4期計画期間における利用実績はなく、第5期計画期間においても利用は見込まないものとします。

### 3-3 地域生活支援事業

---

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効率的・効果的に実施する事業として位置づけられています。

未実施の事業については、ニーズを把握しながら、提供体制等を踏まえ、実施を検討します。

#### (1) 必須事業

##### ①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

本村においては、当面実施しないものとしますが、必要に応じて、広域での事業を検討していきます。

##### ②自発的活動支援事業

障害のある人の自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援する事業です。

第4期計画期間における利用実績はなく、第5期計画期間においても利用は見込まないものとします。

### ③相談支援事業

#### i) 障害者相談支援事業

障害のある人やその家族などの保健福祉に対する相談に応じ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行うとともに、虐待の防止や早期発見のため関係機関と連絡調整し、障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。

区 分		4 期計画の実績			5 期計画（利用見込み）		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度
障害者相談支援事業	箇所数	1	1	1	1	1	1

#### ii) 基幹相談支援センター・市町村相談支援機能強化事業

困難ケースの対応や、相談支援事業者への指導・助言を行うために社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的職員の配置を行い、相談支援機能の強化を図る事業で、本村では、利根沼田圏域で共同で基幹型相談支援センターを設置して対応しています。

区 分		4 期計画の実績			5 期計画（利用見込み）		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度
基幹相談支援センター	箇所数	—	1	1	1	1	1
相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### iii) 住宅入居等支援事業

賃貸住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由で入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行う事業です。

本村においては、賃貸住宅が限られていることから、当面実施しないものとします。

### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者・精神障害者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

区 分		4 期計画の実績			5 期計画（利用見込み）		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度に基づく後見業務を行う法人について、その安定的な組織体制の構築や、外部の専門職による支援体制の構築など、法人による後見活動を支援する事業です。

区 分		4 期計画の実績			5 期計画（利用見込み）		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の有無	—	—	—	未実施	未実施	実施

### ⑥意思疎通支援事業

聴覚障害や言語障害、音声機能その他の障害のため、意思の疎通が困難な障害のある人に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障害のある人とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザに手話通訳者、要約筆記者の派遣を委託しています。

#### ■利用者数の見込み（年間）

区 分		4 期計画の実績			5 期計画（利用見込み）		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度
手話通訳者派遣事業	延利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
要約筆記者派遣事業	延利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	実施の 有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### ⑦日常生活用具給付等事業

重度の障害者・障害児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な用具を給付又は貸与する事業です。

#### ■利用件数の見込み（年間）

区 分		4 期計画の実績			5 期計画（利用見込み）		
		27 年度	28 年度	29 年度 (見込み)	30 年度	31 年度	32 年度
介護訓練支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件数	0	0	1	0	0	0
在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件数	14	9	9	10	10	10
住宅改修費	件数	0	0	0	0	0	0

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成し、日常会話程度の手話表現技術を身につけてもらうことにより、聴覚障害者との交流を図り、支援を行う人材を確保する事業です。

本村においては、当面実施しないものとしますが、必要に応じて、広域での事業を検討していきます。

### ⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に対して、複数での利用の支援などへの対応を図り、社会生活上に必要な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の支援を提供します。

#### ■サービス利用者数・利用時間の見込み（年間）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
移動支援事業	実利用者数 （人）	0	1	2	2	2	2
	利用時間 （時間）	0	18	30	50	50	50

### ⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障害者・知的障害者・精神障害者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

#### ■サービス利用者数・利用時間の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
地域活動支援センター	実利用者数 （人）	0	0	0	0	0	0
他市町村の地域活動 支援センター利用者	実利用者数 （人）	0	0	1	1	1	1

## **(2) 任意事業（その他の事業）**

### **①地域ホーム事業**

住居が必要な障害のある人に低額料金で居室を利用してもらえるよう、施設に対して補助を行います。

現在、村内に地域ホームは整備されていませんが、他市町村のホームを利用した場合は補助を行います。

### **②日中一時支援事業（登録介護者事業）（サービスステーション事業）**

障害児（者）の介護を行う保護者が一時的に介護ができない場合、あらかじめ村へ登録を行っている介護者又は、県へ登録を行っている24時間対応型のサービスステーション）に介護を委託することで、障害児（者）の福祉及び介護者の負担軽減を図ります。

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行います。

### **③日中一時支援事業**

介助者の就労や一時的な休息のため、一時的に見守りなどの支援が必要な障害者（児）を対象に、日中における活動の場を確保し、日常的な訓練などの支援を行う事業です。

### **④自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業**

身体障害者が自動車運転免許の取得及び自動車を改造する際に要する費用の一部を助成することで、障害のある人の社会参加を促進する事業です。

### **⑤医療的ケア支援事業**

主治医の指示（意見書）に基づく経管栄養、たんの吸引等、比較的短時間で、かつ、定時の対応により処置が終了する医療的ケアについて、看護師配置のない通所施設又は作業所及び保育園、学校等に訪問看護師を派遣し、その費用を公費負担します。

## 第4章 障害児福祉計画（第1期）

### 4-1 平成32年度の成果目標

本計画では、児童の健やかな育成のために、平成32年度の成果目標として、次の3つの事項に関する目標値（成果目標）を設定します。3つの成果目標の設定にあたっては、国の基本指針の改正内容を踏まえつつ、第4期における実績等に応じて設定します。

- (1) 児童発達支援等の提供体制の整備等
- (2) 医療的ニーズへの対応
- (3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

#### (1) 児童発達支援等の提供体制の整備等

国の基本指針等に基づき、下表のとおり設定します。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	○国の「基本指針」では、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。 ○市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないことから、圏域で整備するものとする。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	○国の「基本指針」では、平成32年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築することを基本とする。

## (2) 医療的ニーズへの対応

国の基本指針等に基づき、下表のとおり設定します。

項目	数値	考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	<p>○国の「基本指針」では、平成32年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、保育所等訪問支援事業を少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。</p> <p>○市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p>
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1箇所	<p>○国の「基本指針」では、平成30年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。</p> <p>○市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>

## (3) 子ども・子育て支援等の提供体制の整備

本村は、障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点から、子ども・子育て支援等の提供体制の整備を図ります。

## 4-2 障害児支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策

児童発達支援等及び子ども・子育て支援等の見込量及び確保のための方策について、次のサービス体系に沿って設定します。

障害児支援等	障害児通所支援	児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
		保育所等訪問支援	
		医療型児童発達支援	
		居宅訪問型児童発達支援	
	障害児相談支援	障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助	
	障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	※県が行うもの
医療型障害児入所施設			
その他	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター		
子ども・子育て支援等	保育所における発達支援児の利用		
	認定こども園における発達支援児の利用		
	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）における発達支援児の利用		

## (1) 障害児通所

### ①児童発達支援

身体障害や知的障害、精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

#### ■サービス利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		障害福祉計画の実績			第1期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
児童発達支援	延利用日数 （人日）	20	20	20	20	20	20
	実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1

### ②放課後等デイサービス

学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、自立の促進と放課後の居場所づくりを推進します。

#### ■サービス利用日数・実利用者数の見込み（月平均）

区 分		障害福祉計画の実績			第1期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
放課後等デイサービス	延利用日数 （人日）	50	50	50	50	50	50
	実利用者数 （人）	4	4	4	4	4	4

### ③保育所等訪問支援

保育所や集団生活を営む施設に通う発達障害児その他気になる児童を対象に、障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行う事業です。

平成27～29年度における利用実績はなく、第1期計画期間においても利用は見込まないものとします。

### ④医療型児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、治療を行う事業です。

平成27～29年度における利用実績はなく、第1期計画期間においても利用は見込まないものとします。

## ⑤居宅訪問型児童発達支援【新規】

重度の障害等の状態にある児童であって、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

新たな事業であり、本村においては当面実施しないものとしますが、ニーズを踏まえながら必要に応じて、事業を検討していきます。

## (2) 相談支援

### ①障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害児を対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

#### ■計画作成件数の見込み（月平均）

区 分		4期計画の実績			5期計画（利用見込み）		
		27年度	28年度	29年度 （見込み）	30年度	31年度	32年度
障害児相談支援	実利用者数 （人）	1	1	1	1	1	1

### ②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

国の基本指針において、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

新たな事業であり、本村においては当面実施しないものとしますが、必要に応じて、広域での事業を検討していきます。

## (3) 児童入所支援

### ①福祉型児童入所支援

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う事業です。（県が実施主体です。）

### ②医療型児童入所支援

医療の必要な児童を入所させて、医療の提供のほか、日常生活の介護等を行う事業です。（県が実施主体です。）

### 4-3 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズ

子ども・子育て支援等の地域資源のうち、保育所、認定こども園及び放課後児童健全育成事業について、利用ニーズを満たすための定量的な目標を設定しました。

子ども・子育て支援等における障害児の受け入れ体制が整備されるよう、子育て分野と連携して取り組みます。

	必要な見込量 (人)	第1期計画（利用見込量）		
		30年度	31年度	32年度
認定こども園	1	1	1	1

### 4-4 指定障害福祉サービス等

障害者（18歳以上）を対象とした指定障害福祉サービス等のうち、障害児が利用可能な主なサービスは次のとおりです。として次のサービスがあります。

#### ①指定障害福祉サービス

- ・訪問系サービス：居宅介護・行動援護・重度障害者等包括支援、同行援護
- ・日中活動系サービス：短期入所

#### ②地域生活支援事業

（必須事業）

- ・相談支援事業
- ・日常生活用具給付等事業
- ・移動支援事業

（任意事業）

- ・日中一時支援

## 第5章 計画の推進、点検・評価

### 5-1 計画の推進

---

本計画の推進において、効果的・総合的な施策の推進を図るため、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野だけでなく、保健・医療などの多様な分野との連携を強化します。

計画の内容には、川場村単独で対応できないものも含まれています。国、県の事業や施設を利用することが必要なものや、近隣の自治体と協働することにより、より効果的な事業展開を図ることができるものについては、地域ネットワークの中核に利根沼田自立支援協議会を据え、ネットワークの強化及び社会資源の構築を推進し、目標達成に向け連携していきます。

また、障害福祉サービスなどの見込量の確保にあたり、サービス提供事業所とも連携を密にし、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進します。

## 5-2 PDCAサイクルによる点検、評価

国の基本指針においては、PDCAサイクルのもとに市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価を実施していく必要があります。

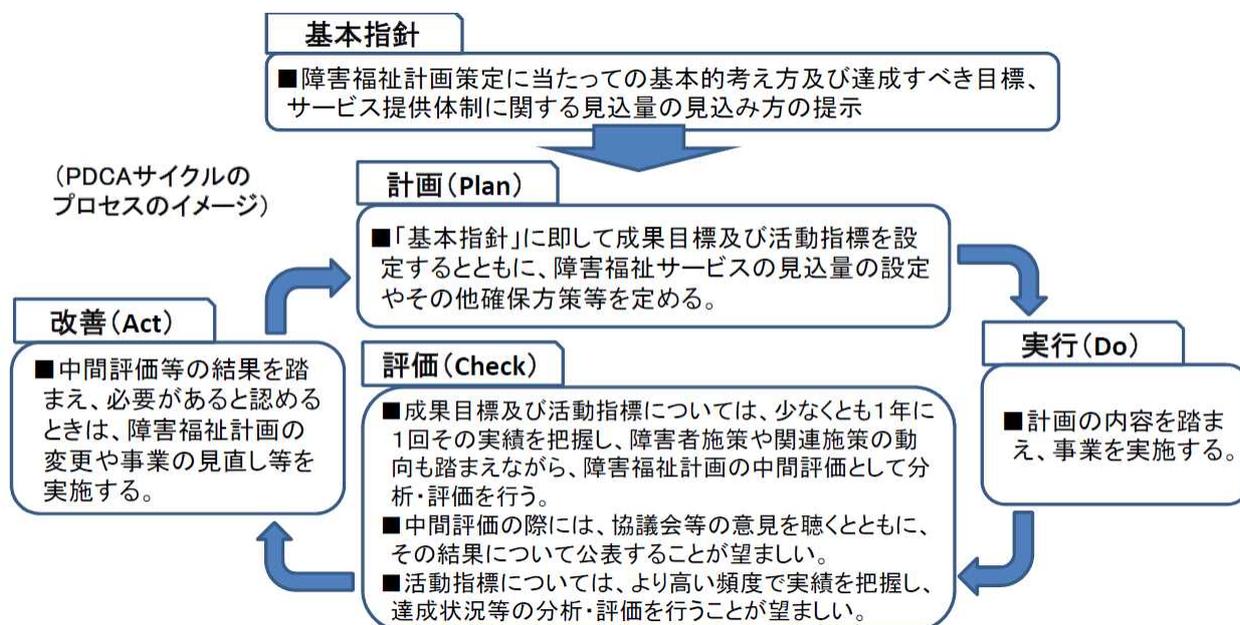
障害福祉計画の点検・評価については、国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量等について、施設入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

### ○評価にあたっての基本的な考え方及び留意点

障害福祉サービス等の福祉施策の評価は、単純に見込量や目標値の達成状況を数値のみで評価をするのは適切ではありません。それは、その人らしい生活をするためのサービス利用であり、数値目標に近づけるために、サービス利用の抑制につながることはあってはならないことや、限られた特定の人しか利用サービスの場合、利用状況により全体数に大きく影響を与えることもあります。

一方、ひとつの評価尺度として、数値による達成状況を確認することも不可欠です。数値が低かった場合、供給不足で利用が少なかったのか、認知度が低いために利用が少なかったのか、類似サービスや代替サービスの利用が多かったのかなど、背景に焦点をあてた検証が不可欠です。

### ■PDCAサイクルのイメージ



資料：厚生労働省

## 川場村第5期障害福祉計画・第1障害児福祉計画

---

発行日 平成30年3月

発行 川場村

〒378-0101

群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

TEL : 0278-52-2111 FAX : 0278-52-2333

URL <http://www.vill.kawaba.gunma.jp>

企画・編集 健康福祉課

---